

令和7年度仙台市動物愛護アクションプラン

1 策定の趣旨

仙台市における動物愛護行政の効果的な対策と推進の方策を検討することを目的に、平成18年2月に「人と動物が共に健康に生きていけるまち」の実現に向け、「仙台市動物愛護行政の基本指針（以下、基本指針という。）」を策定しました。

基本指針に基づいて仙台市における動物愛護行政を効果的に推進するため、各分野の関係者からなる仙台市動物愛護協議会で意見交換を行い、毎年アクションプランを策定し、実施状況の点検、評価を行います。

2 令和7年度アクションプランの取組み期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とします。

3 重点事業

仙台市における動物愛護行政を効果的に推進するため、次の2つの事業をより重要な事業と位置づけ重点的に取り組みます。

○ 飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫の適正管理の推進

猫に関する引取頭数、苦情件数を減少させるためには、飼い猫の適正な飼養及び飼い主のいない猫の適正な管理を共に推進する必要があります。そのためには、令和2年4月施行の「仙台市人と猫との共生に関する条例」に基づき、市の責務として適正飼養の啓発、地域猫活動の普及等を行うほか、飼い主及び販売業者の責務並びに市民等の役割を周知し、ボランティアや関係団体とも連携を図りながら、誰もが猫と共生することができる社会の実現に向けた取り組みに努めます。

○ 動物介在活動の普及推進

学校教育において『命の教育』の必要性が大きくなっている現状を踏まえ、動物介在教育の重要性が認識されてきています。人と動物の関係に関する国際組織におけるガイドラインに基づき、動物介在教育を多くの学校において実施し、普及するとともに、ボランティアと活動犬の育成と支援に努めます。

4 令和7年度アクションプランの具体的な取組み

I 適正な飼養の推進

1-① 飼い主のマナー向上対策

1. 各種媒体を利用したマナー向上啓発の推進

飼い主のマナー向上対策のために、仙台市ホームページ、リーフレット、看板、回覧板、パンフレット等、せんだいTube、LINE、メール配信サービスなど情報発信ツール等も工夫しながら、各種媒体を利用した啓発やセミナーによる啓発を行います。

- (1) 犬の飼い主に対し、散歩の前に自宅で排泄を済ませること、及び、散歩時には、排泄した場合に備え、処理するための用具（糞袋、ペットシート、十分な排泄物洗浄用水等）を携行し、飼い主自身が処理をするよう啓発します。
- (2) 猫の飼い主に対し、屋内飼養を始めとする飼い猫の適正飼養について啓発します。
- (3) 譲渡希望者に対して、譲渡決定時に個別に適正飼養について指導する他、譲受者全員に翌年飼養方法を確認するアンケートを実施し、必要に応じて指導する他飼育相談に関する資料を送付する。
- (4) 希望する町内会へ「犬の糞害防止看板」「猫のエサ放置防止看板」、チラシ、ポスター等を無料配布し啓発を行います。
- (5) 課題を抱えている町内会の希望に応じて「犬猫のマナー向上啓発セミナー」等を開催し、問題解決に努めます。
- (6) 初めて犬や猫を飼った飼い主向けのリーフレットを、飼育相談等に活用する他、動物取扱業者に配布し、啓発します。
- (7) （公社）仙台市獣医師会の協力により、動物病院から犬の飼い主に啓発チラシを配布するほか、病院内に啓発ポスターを掲示するよう協力を求めます。
- (8) 狂犬病予防接種はがきへ飼い主のマナーについて追記し、発送します。

Ⅰ-① 飼い主のマナー向上対策	2. 公園等におけるマナー向上の推進 飼い主に飼い犬の適正な飼養について啓発し、近隣住民とのトラブルや咬傷事故を防止します。 (1) イベント等において、犬しつけ相談等のマナーアップ啓発活動を行います。 (2) 苦情や散歩する犬が多い公園については、早朝や夕方の巡回指導を行い、飼い主に対し直接注意喚起を行います。 (3) 動物取扱責任者研修会では、犬の販売時に排泄物の片づけ等のマナー向上について新しい飼い主に説明することの重要性を伝えます。 (4) 動物ふれあい活動、動物介在活動等の際にマナー向上を啓発します。 3. 動物への理解促進 (1) 広く市民に動物の習性、生理及び感染症について正しい理解を促します。 (2) 動物管理センターを訪れる専門学校生や市民等に対し、犬・猫とのふれあい体験などを行います。 4. 多頭飼育問題への対応 関係機関と連携し、多頭飼育問題について、解決に向けた取り組みに努めます。 (1) 福祉関連部署等との連携や情報共有により、早期探知に努め、飼い主への指導や支援、働きかけを行い、対応後においても、飼い主と関わりを継続し再発防止に努めます。 (2) 地域包括支援センターや区役所の福祉担当課、その他関係機関に対し、現場で活用できるようシルバー世代向けのチラシを配布します。 (3) 区役所の関係機関等に対し、現場で活用できるよう多頭飼育問題に関するチラシを配布するほかイベント等で市民への啓発を実施します。
Ⅰ-② 終生飼養の推進	1. 犬猫引取件数の削減 飼い主に、犬猫を最期まで責任を持って飼養するように啓発を行います。 (1) 動物管理センターへ犬猫の引取りを求められた場合は、終生飼養を働きかけるなどできる限り飼養の継続を促します。どうしても、飼養継続不可能となった場合には、新しい飼い主捜しのツールとして、民間の譲渡サイトを紹介する他、わんにゃん命のリレー掲示板をホームページ上で運用し、活用を進めます。 (2) 動物愛護講演会等で犬猫の不妊去勢手術の効果効能について啓発します。 (3) 動物愛護講演会、動物愛護週間行事等において終生飼養について啓発します。 2. 収容動物の譲渡の推進 引取り又は保護した犬や猫の譲渡を推進します。 (1) 譲渡対象となった犬、猫の個体情報と写真を随時、市ホームページ等に掲載します。 (2) 譲渡会の開催のお知らせなど市政だより、せんだいTubeやメール配信サービス、LINEを活用し広報します。 (3) 収容された犬、猫ができるだけ早く譲渡されるよう、(公社)仙台市獣医師会や市民ボランティアと協働で、動物の社会化、不妊去勢手術、疾病治療等に努めます。 (4) 登録されたミルクボランティアと協働して離乳前の子猫の生存率を上げ、譲渡につなげる取組みに努めます。 (5) 市民ボランティアと協働して、保護収容された犬及び猫の頭数に応じて譲渡会を開催します。また、譲渡会の運営のためのボランティア参加をさらに呼びかけます。 (6) より多くの市民に譲渡事業を周知するために、チラシ等を作成してイベント等で配布する他、マスコミへの情報提供、写真展を開催します。 3. 個体識別措置の普及推進 迷い犬や迷い猫を速やかに飼い主の元へ返還できるように、その情報と写真を速やかに市ホームページに掲載するとともに、個体識別措置の普及に努めます。 (1) 保護犬返還時、譲渡会、動物愛護週間行事等の際に、鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップの装着及び登録等の実施について普及に努めます。 (2) (公社)仙台市獣医師会の協力により、譲渡する犬、猫に可能な限りマイクロチップを装着します。

Ⅰ-③ 未登録犬及び狂犬病予防注射未実施犬対策	1. 未登録犬及び狂犬病予防注射未実施犬対策 未登録犬をなくし、すべての狂犬病予防注射未実施犬に予防注射を受けさせる対策を推進します。 (1) (公社)仙台市獣医師会と連携し、未登録犬の登録を促すとともに注射実施の徹底を図ります。 (2) マイクロチップ義務化に伴う狂犬病予防法の特例制度について他都市の動向を注視し、参加検討します。 (3) 狂犬病予防注射未接種の飼い主に対して、狂犬病予防注射の催促状の発送を行います。 (4) 狂犬病の危険性と予防注射の義務、罰則について獣医師会と連携して啓発に努めます。 (5) 動物取扱業者に対し、動物取扱責任者研修会や動物取扱業施設立入検査の際に、飼い主へ登録と狂犬病予防注射の必要性を説明するよう指導します。 (6) 狂犬病予防注射は安全で衛生的な動物病院で行うことを周知します。 (7) 死亡届、登録変更の電子申請サービスについて周知し、市民の利便性向上を図ります。
Ⅰ-④ 動物取扱業者の責務の徹底	1. 動物取扱業者への指導・啓発 動物取扱業者の責務を徹底し、動物取扱業者自身及び動物購入者の適正飼養及び終生飼養の確保を推進します。 (1) 動物取扱業の新規及び更新の申請の際には、必要事項の説明を十分に行い、また、現場確認・指導に努めます。 (2) 動物取扱責任者研修会を年に1回以上開催し、受講率を上げるために、宮城県と連携し、宮城県主催の動物取扱責任者研修会との相互乗り入れを行います。 (3) 2年に1回を目途に、飼養施設の構造や管理基準について、動物取扱業施設の立入検査を行います。更に問題のある業者に対しては重点的に繰り返し、立入・指導を実施し、改善確認を行い法令遵守の徹底を促します。 (4) 動物取扱業者に対し、動物愛護管理法に定める動物取扱基準、施設管理基準、従業員教育について自主点検の結果の報告を求め、動物取扱業者の自主管理に対して技術的な支援を行います。 (5) 動物愛護管理法（令和元年6月公布）における動物取扱業に係る内容について、引き続き周知を図り、法令遵守の徹底を促します。
Ⅰ-⑤ 特定動物の飼い主の責務の徹底	1. 特定動物の飼い主への指導啓発及び逸走時の対応 特定動物の飼養に際し、飼い主の責務の徹底を図るとともに、人の生命や財産に重大な危害が及ばないように逸走時の速やかな対応を推進します。 (1) 動物愛護管理法（令和元年6月公布）における動物園等その他の環境省令で定める目的外の特定動物の飼養・保管の禁止について市ホームページ等の媒体を通じて周知を図り、法令遵守の徹底を促します。 (2) 特定動物の飼育施設への立入検査を行い、その際に施設及び飼養又は保管方法について必要な指導を行います。 (3) 市内に震度5弱以上の地震が発生した場合は、市民ボランティアおよび仙台市獣医師会へ対応の必要性の有無について連絡します。
Ⅱ 人と動物との良好な関係構築の推進	
Ⅱ-① 動物介在活動の普及推進	1. 動物介在活動の普及推進 人と動物がふれあうことにより、人にも動物にも良好な影響が及ぼされるといわれていることから、「人と動物の関係に関する国際組織（IAHAIO）」の「動物介在活動実施ガイドライン」に沿った動物介在活動を普及推進します。 (1) 動物介在活動の普及・啓発 動物介在活動推進関連のセミナーを実施するなど、「いのちの教育」に関する動物共生プログラムの作成を検討します。 (2) 動物介在活動の実践 活動内容の周知や教育現場の要望も取り入れながら動物介在活動の理解と実践に努めます。 (3) 市民ボランティアの養成と支援 動物介在活動及び動物介在教育に取り組む市民ボランティアに対して、研修場所の提供を行うほか、養成セミナーの開催や活動にあたり助言等を行うなど支援を行います。

Ⅱ-② 飼い主のいない猫対策の推進	1. 飼い主のいない猫の自然繁殖防止対策 飼い主のいない猫の増加を防止し、人と猫とが共生できるように不妊去勢手術を推進します。 (1) (公社)仙台市獣医師会の実施する事業「飼い主のいない猫の避妊去勢事業」への補助事業を継続、手術頭数拡充を検討し、飼い主のいない猫の自然繁殖を防止を推進します。 (2) 市民説明会や市ホームページ等の媒体を利用して、「飼い主のいない猫の避妊去勢事業」の制度を広く市民に周知します。 (3) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術を目的とした捕獲を支援するため器材の貸出を行うほか、実施者による捕獲及び病院への搬送が困難であると認められる場合には、ボランティアの紹介等を行います。 (4) 飼い主のいない猫の繁殖制限について、より効果的な方法を関係機関と協議・検討します。 2. 「仙台市人と猫との共生に関する条例」に基づいた猫の適正飼養及び管理等についての普及啓発 令和2年4月施行された「仙台市人と猫との共生に関する条例」の周知・広報するほか「『飼い猫』や『飼い主のいない猫』の適正飼育ガイドライン」を活用しながら、飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫の適正管理について普及啓発に努め、市民への理解を図ります。 3. 市民が取り組む地域猫活動の支援 条例に基づき、地域猫活動に関する知識等について、普及啓発を推進するため、セミナーや市民説明会等を開催するほか、希望する町内会等へ出向き説明会を行うなど技術的助言を実施しながら、更に市民と連携できる体制づくりに努めます。 4. 人と猫との共生分科会の開催 条例9条に掲げる、飼い主、販売業者、市民、獣医師等の各立場の方々と相互協力し、猫に関する市の施策について協議し、人と猫とが共生できる社会の実現を目指します。
Ⅱ-③ 災害時の動物愛護対策	1. 災害発生時動物愛護対策事業 飼い主の災害時の備えとしてペット同行避難についての普及啓発に努めます。また、今後の災害に備えて関係機関と連携し情報共有に努めます。 (1) 町内会の防災訓練等、様々な機会を捉えて、ペット同行避難時に飼い主が準備することについての普及啓発を行うとともに、動物介在活動等を利用しながら学校におけるペット同行避難についての理解を得られるように努めます。 (2) 東日本大震災で関係団体と連携して行なった活動事例を他の自治体に少しでも役立つよう、様々な機会を捉えて情報発信します。 (3) 「災害時における動物救護活動に関する協定」に係る被災動物救護対策連絡会において、市民ボランティア、仙台市獣医師会との情報共有を行います。
Ⅲ 人材の育成、市民との連携	
Ⅲ-① 市民ボランティアの育成	1. 動物介在活動、地域猫活動、災害時動物救護活動、犬猫譲渡事業など様々な動物愛護に関する活動を担う市民ボランティアを育成します。 (1) 動物愛護に関する様々な役割の市民ボランティアのための研修会を実施し、ボランティア育成に努めます。
Ⅲ-② 関係団体、市民、行政の連携	1. 市民、市民ボランティア、動物愛護団体、獣医師会、動物取扱業者の特性に応じた役割を踏まえ、事業の目的に応じた連携を強化し、体制の構築に努めます。 (1) 高病原性鳥インフルエンザを疑う愛玩鳥を診療した場合の対応について、仙台市獣医師会を通じて動物病院に周知すると共に当センターにインフルエンザ簡易検査キットを常備し、必要に応じて提供します。